

令和8年度 第2回和光市公共施設マネジメント実行計画検討委員会

会議要旨

開催日	令和8年7月28日(火) 10時00分～11時50分
開催場所	和光市役所3階 庁議室
出席者	中川委員長、松宮副委員長、矢部委員、山田委員、清水委員、加山委員
欠席者	なし
事務局	資産戦略課:森谷課長、酒井課長補佐兼統括主査、塩ノ谷統括主査、 松本主査、箱岩主事、戸田 教育総務課:大塚次長兼課長、中嶋主査
次第	1 開会 2 議事 (1) 第3次和光市公共施設マネジメント実行計画<案>第1版について (2) 第2回の議論ポイントについて (3) 質疑・意見交換 3 次回開催予定の連絡 4 閉会
傍聴者	0人
1 開 会	
事務局	○配布資料の確認 ○会議の公開について
2 議 事	
(1) 第3次和光市公共施設マネジメント実行計画<案>第1版について	
事務局	○議事に関する説明
(2) 第2回の議論ポイントについて	
事務局	○議事に関する説明
(3) 質疑・意見交換	
●質疑応答	
① 施設分類の名称・考え方について	
松宮副委員長	P7の基幹施設と機能維持施設の分類について、基幹施設に該当しないかつ行政しか提供できない機能維持施設をどう位置付けるか。基幹施設以外をすべて機能維持施設と位置付けてしまうと、施設機能が廃止されてしまうという不安感を市民に与える可能性がある。
矢部委員	基幹施設と機能維持施設についての考え方は理解でき、良い方向である。基幹施設とは、地方自治法上で基礎自治体が住民に提供すべきと決まっているサービス「戸籍、生活環境の維持、教育機会の提供等」に該当するものを対象としていると推察する。最低限自治体として提供を継続しなければならない施設・機能と、その他の市民サービス向上のために設置した施設・機

	能で分類できていると考える。法律上・行政上の必須施設とそうでない施設を明確に区別する観点から、整理したほうがよい。
事務局	基幹施設と機能維持施設の分類については、第1次・第2次計画から継続して使用してきた考え方であり、第3次も同様の整理としている。
矢部委員	基幹施設は、地方自治法上、自治体が市民に提供すべきサービスに関わる施設であるとする。具体的には、庁舎、義務教育学校、上下水道、ごみ処理施設等が該当すると思う。
矢部委員	P41のフローについては、基幹施設と機能維持施設の区分のほうが築年数よりも上位に置くべきではないか。
事務局	P23の築年数順の市有施設一覧を見ていただくと、第三小学校、清掃センター、勤労青少年ホームを除き、老朽化施設のほとんどが今後どうするか検討されていない状態である。老朽化施設の対応方針が喫緊の課題と考え、築年数を上位に置いた。
矢部委員	基幹施設とは、絶対に廃止しない施設であると認識しているため、あり方検討委員会が含まれるフローチャートの中に、基幹施設の記載があることに違和感がある。基幹施設用と機能維持施設用のフローチャートに分けた方がわかりやすくなると思う。
中川委員長	基幹施設に機能維持施設を複合化・集約化する場合があるため、同じフローチャートに記載した方がよいのではないかと。
松宮副委員長	基幹施設用と機能維持施設用のフローチャートが同一ページにあり、関係していることを示す矢印などがあれば良いかもしれない。
中川委員長	P40の冒頭部分に、小学校区ごとのまちづくりを実施していくという基本の考え方の説明を入れておくことで、基幹施設と機能維持施設のフローチャートがわかりやすくなると思う。
松宮副委員長	P38の準中学校と小学校区と併せて示せるとより分かりやすい。
② 築40年を判断基準とすることについて	
松宮副委員長	あり方検討委員会を実施する目安となっている築年数40年という設定は、老朽化を考慮しているから出てきた築年数だと推察する。築年数は40年でなくても、築年数が20年を経過するごとに、施設の根本的なあり方を見直すということも考えた方がよいと思う。
矢部委員	築40年未満の施設であっても、隣接する学校区の建て替え計画に合わせて検討対象となり得るため、40年という基準に縛られすぎない柔軟な対応も視野に入れた方がよい。 一方で、まだ使える施設を無理に壊すことは無駄であり、40年という基準の適切さについて検討すべき。 築年数だけでなく、施設の利用状況・将来需要・機能の代替可能性なども総合的に判断基準に加えるべきではないか。 P23の老朽化施設の一覧(23ページ)を見ると、築40年以上・50年以上・60年以上の施設が多数あり、これらを一体的に検討していく必要がある。

清 水 委 員	あり方検討委員会について、築年数40年以上の施設を対象として、「基幹施設」と「機能維持施設」と分けた上で実施するということだが、築年数40年未満の施設に対しても、あり方検討委員会を実施すべきであると考えている。築年数40年未満の施設の中にも、利用実態を踏まえた結果、不要となる施設があると思うため、築年数40年だけで区切るのではなく、施設の特性も踏まえたうえで、対象施設を決めた方がよい。
事 務 局	築40年を基準としたのは、大規模改修の実施時期から逆算して10年前から検討を始めることが望ましいと考えたためである。 築40年未満の施設であっても、隣接する建て替え計画がある場合には、将来の敷地活用も見据えた管理・修繕の方針を検討していく必要があると認識しており、学校区の建て替え計画に合わせて連携・検討を呼びかけていく。具体的には、担当部署に対して資産戦略の観点から声がけや周知を繰り返して行っていく予定である。
③ あり方検討委員会の目的の明確化	
矢 部 委 員	まず、「何のあり方を検討するのか」という目的を明確にすべき。あり方検討委員会で最も大事なことは、「現在と同じ施設規模と機能が必要なのか」を検討することだと考える。施設(空間・建物)の議論から入るのではなく、「どのような行政サービスを提供したいか」を起点に、必要な空間・機能・技術・ノウハウを考えるという順序で検討が必要だと思う。 次に、今後の行政サービスの提供のあり方を検討すること等、「あり方検討委員会の目的」を明確にすべき。将来のサービス提供のあり方を考えた上で、それに適した空間を考えるという二段構造を含めて考える方がよいと考える。 計画の目的として「長寿命化」、「保有総量の抑制」が掲げられているが、それらはあくまで手段であり、住民サービスの向上が本来の目的であることを計画の冒頭に明確に位置づけるべきである。 総合振興計画に掲げるビジョン(防災・福祉・教育等)と公共施設マネジメント計画の取り組みを連動させることで、計画の説得力と一貫性が高まる。
事 務 局	あり方検討委員会は、施設の存廃を決めるだけでなく、「どのような形で存続させるのが合理的か」まで検討する場として位置づけている。 サービス提供のあり方を起点に施設のあり方を考えるという視点は重要であり、計画の目的・取り組みの記載について整理する。 総合振興計画との連動については、計画策定の中で意識しながら文言の整理を進めていきたい。
中 川 委 員 長	あり方検討委員会は幅広く解釈できてしまう表現であると思う。小学校区単位での行政サービスや地域生活ができるのかということを前提として、施設の統廃合を考えることをあり方検討委員会とするのがよいのではないかと。 一方で、マネジメント部局であり方検討委員会の実施をしたところで、その後のあり方を実現できる権限がないと計画の推進ができないと思う。総合振興計画を所管している部局等と連携することで市全体の計画論、地域のビジョンを踏まえた計画推進がしやすくなる可能性があるため、あり方検討

	委員会を実施するにあたっては、庁内調整が必要だと考える。本計画に記載可能な範囲で調整をお願いしたい。
山 田 委 員	公共施設マネジメントは住民サービスの向上が目的である。このように考えると、現状では、市内全体としてバランスの良い施設配置ができていないと考える。あり方検討委員会を実施する際には、施設の利用状況を調査した上で、今後の方向性を決めないと、市全体のバランスの良いサービス提供にはつながらないのではないかと。 あり方検討委員会の結果、施設の更新等をする際には、現在と同じ場所ではなく、市内のどこに設置することが最も市民サービスの向上に繋がるのかという視点を持ったうえで、施設の移転についても検討してほしい。 小学校区は児童の居住数等により変化することがある。小学校区だけではなく、小学校区と地域の特性等を考慮したうえで、公共施設の配置を検討してほしい。
中 川 委 員 長	あり方検討委員会を実施する際に、基本的には小学校区を中心としつつ、施設の利用実態を踏まえた検討が必要になると考える。
松宮副委員長	P38に準中学校区という記載もあるとおり、小学校区だけではなく、施設の特性を踏まえた柔軟な検討を行う認識で良いか。
事 務 局	原則小学区ごとに検討するが、保育園などの徒歩圏内に配置する必要のない公共施設については、現在の小学校区以外の小学校区に移設する検討の余地を残すなど、柔軟な対応を検討していく。
松宮副委員長	P18に「場所を提供する箱」から「機能・サービスを提供する拠点」と記載しており、公共施設のあり方を変える大きな転換を表現しているため良いと思う。 全国的に図書館のあり方が貸出型から滞在型に大きく変わってきている。公共施設のあり方が変化していることを把握したうえで、あり方検討委員会を実施することで、より効果的になると考える。
④ 小学校区単位での複合化検討について	
松宮副委員長	小学校区が9区あるというのは、小学校区単位で公共施設のあり方を検討する場合、市の規模を考えると多すぎるようにも感じる。 また、2024年策定の和光市立地適正化計画で、都市機能誘導区域を定めている。都市機能誘導区域内で、小学校に子育て支援施設や公民館などの誘導施設を整備・集約する場合、施設整備費が都市構造再編集集中支援事業の補助対象となるため、小学校区及び準中学校区と、都市機能誘導区域が一致しているか確認したほうが良い。小学校区と都市機能誘導区域が重なる部分で、集約化できれば、交通経路も絞りやすく、補助金活用できるため最も合理的だと考える。
事 務 局	小学校は9校あるが、中学校は3校しかないので、中学校区となるとかなり広域になる。また、第三小学校区が都市機能誘導区域内に重複する。
中 川 委 員 長	和光市の人口増減を考えると、小中学校を存続させることを前提としたまちづくりを実施していると推察するが、小中学校が基幹施設に含まれる理由を整理した方が良い。また、小中学校の児童・生徒数は、市全体としては減ら

	ない見込みとのことだが、各小学校区で見ると増減があると思う。また、施設の複合化を検討するうえで、児童数が減少し小学校の施設規模の縮減ができれば、複合化する機能を導入する余裕がないのではないか。 将来的な人口減少を踏まえた学校の統廃合の可能性も含め、小中学校についての基本的な方向性を計画の中に示すべき。
山 田 委 員	施設の機能に応じて、小学校区や中学校区で分ける場合と人口のバランスによって、地域を分けていく。他にも身近なところに必要な施設においては、お年寄や障害のある方々が集いやすい場所があれば良いと思う。そのような施設は、市だけが運営するのではなく、地域が主体となって運営できると地域コミュニティの充実化が見込めるため望ましいと考える。 施設の集約化をした場合、集約化した施設の跡地は、集約先の施設整備の資金を確保するために、市が売却するというケースも考えられるのか。
事 務 局	跡地活用については、売却による一時収入の他、民間貸付による収益化など、市にとって最も良い選択肢を検討していくことになる。
矢 部 委 員	本計画では、第6章の2が非常に重要になると考える。小学校区の単位の中でその地域に求められるサービスを集約化や複合化することが考え方の基本となる。小学校区という生活圏を重視した施設再編の考え方は新鮮で独自性があると思う。
事 務 局	将来の人口推計、および学校教育法第38条・第49条から、小中学校は基幹施設として位置づけ、存続を前提として他施設のあり方を判断していくという考え方である。
⑤ 更新手法の決定について	
松宮副委員長	P49で、鉄骨造や木造の建物については、「構造上の特性から長寿命化改修が困難であるため」と記載されているが、ニューヨークでは定期的な改修で100年以上にわたり施設を使用している事例があるため、「構造上の特性から困難」という表現は適切ではない。「改修費用が多額に上るため」という書き方が適切だと思う。
山 田 委 員	P49の更新手法の検討について、躯体劣化が「激しい」から「著しい」に変更したほうが良い。
⑥ 公共交通との連携	
清 水 委 員	小学校区を地図でみると広域に感じる。小学校区での集約化をしてしまうと不便な市民が出てきてしまうと予想できる。集約化をする場合は、併せて公共交通の充実化は必要だと考える。
加 山 委 員	運転手不足等の課題により、バス路線の維持・拡充が難しい状況もあるが、施設再編と公共交通の調整を進めていく必要があると認識している。 地域公共交通計画において、市内バスは、運転手不足から市内すべての公共施設に停車するルートではなく、利用実態を調査しながら、利用者が多い公共施設を中心としたルートを検討する方向性を定めている。計画は5年ごとに見直しを行っており、施設再編との整合を図るため、引き続き関係部署と連携して対応していく。
⑦ 小中学校個別施設計画との関係整理	

松宮副委員長	P41のフローを見ると、公共施設保有面積の5割以上を占める学校について、複合化の検討について記載はあるものの、サービス向上についての記載がない。近年では、学校に求められる機能が変化しており、学校の機能の変更・更新が求められている。学校の機能変更・更新について、本計画で記載せず、小中学校個別施設計画のみに記載をするということであれば、小中学校個別施設計画との連携に関する内容をフローに記載した方が良いのではないか。
事務局 (教育総務課)	小中学校個別施設計画の改定については、本計画の小中学校に関する記載内容を受けて、更新することとして準備を進めている。本計画の小中学校の記載内容については、事務局と調整する。 計画期間は5年間と短いため、対象となる学校は第三小学校と次に建替えを検討している学校となる。短い計画期間の中で、小中学校の老朽化と今後について、どのように記載するか整理が必要になると考えている。
⑧ 職員の意識・組織横断的な取り組みについて	
事務局	各担当部署の職員は、自分が管理する施設の機能維持には専門的な視点を持っているが、学校区全体・地域全体の中での施設の位置づけを俯瞰する視点が持ちにくい構造になっている。担当部署を超えた横断的な検討・調整の場として、あり方検討委員会や学校複合化検討会を設けたいと考えている。 会議の運営方法(メンバー構成・議論の進め方等)については、トライアンドエラーで改善していく必要がある。委員からのアドバイスをいただければ助かる。
⑨ 総括	
中川委員長	公共施設マネジメントにおいて、本計画を策定することが公共施設マネジメント部局にとって最も力が発揮できる機会であると思う。公共施設マネジメントを推進していくうえで、公共施設マネジメント部局が進めやすくなるような内容を記載し、計画策定を進めてほしい。
3 次回開催予定の連絡	
事務局	事前調整のとおり、9月29日(火)14時、場所は市役所3階庁議室で行う。開催通知と事前資料については、後日送付する。 本日の会議録については、作成後、委員へ送付し、修正後にホームページで公開する。
4 閉会	